

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 四三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 四三
- 土地収用法により事業の認定をした件 四三
- 公告
○ 随意契約の相手方を決定した件 四四
- 一般競争入札を行う件 四五
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四七
- 正誤
○ 平成二十八年五月六日付け定例第二千七百九十三号中 四七
- 平成二十八年五月二十四日付け定例第二千七百九十八号中 四七
- 平成二十八年五月二十七日付け定例第二千七百九十九号中 四七
- 平成二十八年六月三日付け定例第二千八百一号中 四七
- 平成二十八年六月七日付け定例第二千八百二号中 四七
- 平成二十八年六月十日付け定例第二千八百三号中 四六
- 平成二十八年六月十七日付け定例第二千八百五号中 四六

告 示

福島県告示第四百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八
条第一項の規定により、郡山市東部土地改良区が郡山東部地区維持管理事業に係る土地
改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類
を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年七月二十日から
同 年八月八日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
郡山市役所

（農村計画課）

福島県告示第四百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、
中朝日地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行う
ための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十八年七月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十八年七月二十日から
同 年八月八日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
只見町役場

（農村計画課）

福島県告示第四百六十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定
により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成二十八年七月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 起業者の名称
西郷村
- 二 事業の種類
原中墓地拡張事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
1 収用の部分 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字古米坂、字原中地内
2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断され
るため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性
原中墓地拡張事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
法第二十条第二号の要件への適合性

2 起業者は、西郷村墓地整備計画に基づき、本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

西郷村の公営墓地は村内に三か所整備されているが、空き区画が全くない状況となっており、加えて村民からの問合せが多数寄せられており、宗派や地縁血縁等によらず使用することができない公営墓地への需要は多い。

また、当村の人口動態からすると、高齢化の進行、核家族化の影響による世帯数の増加傾向が見られ、将来的、継続的に、墓地に対する需要の高まりが見込まれる状況にある。

今般拡張事業を計画している原中墓地は、村中心部から離れており自家用車利用が多いにもかかわらず八台分の駐車スペースしかないため、周辺道路への路上駐車や駐車待ち車両の滞留が発生しており、交通安全上問題となっている。

このような状況の中、本件事業の施行によって、公営墓地を新たに使用したい村民の需要に対応することが可能になるとともに、駐車可能台数の増加による墓地利用者の利便性向上及び周辺道路の交通安全の向上が可能となるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める対象事業に該当しない。

なお、起業者が本起業地及び周辺地の貴重な動植物の情報について、福島県自然保護課に対し照会を行ったところ、本起業地周辺において希少動植物の生息及び生育は確認されなかった。

また、西郷村教育委員会に照会したところ、本起業地は「周知の埋蔵文化財」の範囲外であることを確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。
事業計画の合理性

本件事業は、村内公営墓地の現状を踏まえ、本村の基本計画における住環境改善のための施策として位置づけられた「西郷村墓地整備計画」に基づき、村民の意向を反映させるための需要調査及び人口推計から算出された需要予測を踏まえて計画されたものである。

また、起業地の選定に当たっては、福島県墓地、埋葬に関する法律施行細則第

一条第一項の規定に従い、村内三か所の候補地の比較検討を行っているが、地理的条件、周辺環境及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

西郷村の公営墓地は村内に三か所整備されているが、空き区画が全くない状況となっており、加えて村民からの問合せが多数寄せられており、宗派や地縁血縁等によらず使用することができない公営墓地への需要は多い。

また、当該墓地は駐車スペースが狭いため、周辺道路への路上駐車や駐車待ち車両の滞留が発生し、交通安全上問題となっている。

加えて、墓地管理組合から墓地環境改善についての要望が出されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。
また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、取用又は使用の別を取用としたことについても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。
起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

西郷村住民生活課

（土木総務課用地室）

公 告

公告第196号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるJヴィレッジ全天候型サッカー練習場新営工事の請負について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年7月19日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
Jヴィレッジ全天候型サッカー練習場新営工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部地域づくり総室エネルギー課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年6月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
前田建設・佐藤総合特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区二日町4番11号
- 5 随意契約に係る契約金額
2,169,504,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（エネルギー課）

公告第197号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県事業執行管理システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年7月19日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 福島県事業執行管理システム機器 一式（据付け、調整、機器保守、運用管理、移行対象システムの移行等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成29年1月1日から平成33年12月31日まで
 - (4) 納入場所 福島県内の別に指示する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた単独の者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 当該物品又はこれと同程度の機能及び規模を有する物品について、過去10年間に於いて国及び地方公共団体に納入した実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。
 - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
 - (6) 当該物品の運用管理にあたり、当該物品又はこれと同程度の機能及び規模を有する物品の運用管理に関する業務の経験を3年以上有する者を常駐させることができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年8月9日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県土木部土木総室土木総務課

電話024-521-7454

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成28年7月19日(火)から同年8月26日(金)まで(土曜日、日曜日及び同月11日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の閲覧

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を閲覧に供する。

(1) 閲覧期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 閲覧場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 平成28年8月30日(火)午前10時

(2) 場所 福島県庁西庁舎12階講堂(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年8月29日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Server computer for the Fukushima Prefectural accounting system of Public Works Section(including installation, adjustment, maintenance and system management, etc.) 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m., 30 August 2016

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 29 August 2016

(4) Contract point for the notice : General Affairs Division, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7454

(土木総務課)

公告第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画歴史の風致維持向上地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する図書
 - 二 縦覧場所
- 総括図、計画図及び計画書の写し
 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課
 （都市計画課）

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十八年五月六日付け定例第二千七百九十三号中

一七三		五	第12条	第11条
		一九	第12条	第11条
一七五	下	五	第12条	第11条
		一一	第11条第1項第2号	第10条第1項第2号

○平成二十八年五月二十四日付け定例第二千七百九十八号中

二二六	上	五	第12条	第11条
		一四	第11条第1項第1号	第10条第1項第1号

○平成二十八年五月二十七日付け定例第二千七百九十九号中

二二五	上	五	第12条	第11条
-----	---	---	------	------

一一一	第11条第1項第1号	第10条第1項第1号
-----	------------	------------

○平成二十八年六月三日付け定例第二千八百一号中

二四〇	後3か ら六	第12条	第11条
二四一	一一	第11条第1項第1号	第10条第1項第1号
	一九	第12条	第11条
	二六	第11条第1項第1号	第10条第1項第1号
	四三	第12条	第11条
二四二	一一	第11条第1項第1号	第10条第1項第1号
	九	第12条	第11条
	一六	第11条第1項第1号	第10条第1項第1号
	三三	第12条	第11条
	五〇	第11条第1項第1号	第10条第1項第1号
	後3か ら三	第12条	第11条

○平成二十八年六月七日付け定例第二千八百二号中

二五三	後3か ら一	第12条	第11条
	後5か ら三	第11条第1項第1号	第10条第1項第1号
二五四	五	第12条	第11条
	一一	第11条第1項第1号	第10条第1項第1号

		二九	第12条	第11条
		四六	第11条第1項第1号	第10条第1項第1号
		五三	第12条	第11条
三五五	上	一一	第11条第1項第1号	第10条第1項第1号
三五六	上	五	第12条	第11条

○平成二十八年六月十日付け定例第二千八百三号中

二六三	下	五	第12条	第11条
		一一	第11条第1項第2号	第10条第1項第2号
二六五	下	四	第12条	第11条

○平成二十八年六月十七日付け定例第二千八百五号中

二七五	上	四	第12条	第11条
-----	---	---	------	------